

令和5年第4回美浜町議会定例会議案

令和5年12月5日提出

目 次

報告第 8号	専決処分事項の報告について	・・・	1
報告第 9号	専決処分事項の報告について	・・・	3
報告第10号	専決処分事項の報告について	・・・	5
議案第42号	美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	・・・	7
議案第43号	美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	・・・	16
議案第44号	美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	・・・	18
議案第45号	美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例について	・・・	20
議案第46号	美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	・・・	24
議案第47号	令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）	・・・	別添
議案第48号	令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	・・・	別添
議案第49号	令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）	・・・	別添
議案第50号	令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）	・・・	別添
議案第51号	令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）	・・・	別添

報告第8号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月5日提出

美浜町長 八谷充則

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月19日

美浜町長 八 谷 充 則

損害賠償の額及び和解について

- 1 事故発生日 令和5年8月15日
- 2 事故発生場所 美浜町大字野間字中町111番地
- 3 事故の概要

台風7号の影響により本町所有の消火栓ボックスが転倒し、隣接する相手側所有の店舗看板に接触し、損壊した。

- 4 損害賠償の額及び和解内容

賠償金額 金183,682円

和解の内容

美浜町は、相手方に対し、本事故に関する損害賠償金（過失割合100%）を支払うものとする。（本事故による看板の修理費を全額負担するものとする。）

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月5日提出

美浜町長 八谷充則

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月30日

美浜町長 八 谷 充 則

損害賠償の額及び和解について

- 1 事故発生日時 令和5年9月1日 午後11時00分頃
- 2 事故発生場所 美浜町大字奥田字海道田146番地3
認定外道路

3 事故の概要

上記日時、場所において、軽自動車にて柵の上を通行した際、蓋の鉄板が跳ね上がり車体下部と接触し、マフラーを全損した。

4 損害賠償の額及び和解の内容

賠償金額 金147,763円

和解の内容

美浜町は、相手方に対し、本事故に関する損害賠償金（過失割合100%）を支払うものとする。（本事故による車の修理費を全額負担するものとする。）

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月5日提出

美浜町長 八谷充則

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

令和5年11月22日

美浜町長 八 谷 充 則

町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結に
ついて

1 契約の目的

町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事の変更

2 契約の金額

変 更 前	金 6 2 , 4 8 0 , 0 0 0 円
変 更 後	金 6 4 , 2 6 5 , 3 0 0 円
変更による契約金増額	金 1 , 7 8 5 , 3 0 0 円

3 契約の相手方

知多郡美浜町大字布土字大池53番地の1

伊藤組建設株式会社

代表取締役 伊 藤 学

議案第42号

美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月5日提出

美浜町長 八谷充則

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 美浜町職員の給与に関する条例(昭和 36 年美浜町条例第 12 号)

の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 の表を次のように改める。

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	

28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		

74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				

	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

別表第2の表を次のように改める。

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900
	2	148,100	201,200	221,000
	3	149,100	202,200	221,900
	4	150,100	203,000	222,800
	5	151,200	203,700	223,800
	6	152,300	205,200	225,100
	7	153,400	206,500	226,300
	8	154,400	207,600	227,400
	9	155,300	208,900	228,700
	10	156,400	209,600	230,300
	11	157,500	210,400	231,800
	12	158,600	211,100	233,000
	13	159,500	212,200	234,100
	14	160,600	213,100	235,300
	15	161,800	214,000	236,500
	16	162,900	214,800	237,400
	17	164,000	215,700	238,000
	18	165,400	216,700	238,400
	19	166,700	217,600	238,800
	20	167,900	218,500	239,300
	21	169,000	219,200	239,800
	22	170,200	220,000	241,100
	23	171,400	220,800	242,300
	24	172,600	221,400	243,200
	25	173,700	222,100	244,300
	26	175,200	222,600	245,500
	27	176,700	223,000	246,700
	28	178,200	223,500	247,900
29	179,600	224,100	248,700	

30	181,000	225,100	249,800
31	182,500	226,000	251,000
32	184,000	226,600	252,100
33	185,400	227,100	253,200
34	187,100	228,100	254,100
35	188,800	229,100	255,000
36	190,500	230,100	256,000
37	192,200	230,600	257,000
38	193,300	231,700	257,800
39	194,700	232,800	258,600
40	195,800	233,800	259,500
41	196,800	234,500	260,400
42	198,200	235,500	261,300
43	199,400	236,400	262,200
44	200,600	237,200	263,200
45	202,100	238,000	263,800
46	203,100	238,800	264,700
47	204,000	239,500	265,700
48	205,100	240,100	266,600
49	206,200	240,700	267,600
50	207,200	241,600	268,400
51	208,100	242,500	269,200
52	209,100	243,300	269,900
53	210,200	244,200	270,500
54	211,200	245,100	271,300
55	212,100	245,700	272,100
56	213,000	246,400	272,900
57	213,900	247,200	273,500
58	214,500	247,900	274,400
59	215,200	248,600	275,300
60	216,000	249,200	276,200
61	216,800	249,800	277,100
62	217,300	250,600	278,100
63	217,800	251,400	278,900
64	218,300	252,000	279,800
65	218,800	252,600	280,600
66	219,400	253,100	281,400
67	220,000	253,500	282,200
68	220,500	253,900	282,900
69	220,800	254,600	283,500
70	221,100	255,100	284,300
71	221,400	255,500	285,100
72	221,700	255,800	285,800
73	221,900	256,000	286,500
74	222,300	256,300	287,200
75	222,600	256,700	287,900

76	223,000	257,100	288,700
77	223,200	257,400	289,200
78	223,700	257,800	289,700
79	224,000	258,200	290,100
80	224,300	258,600	290,500
81	224,600	258,900	290,900
82	224,900	259,200	291,300
83	225,200	259,500	291,800
84	225,500	259,700	292,300
85	225,800	259,900	292,600
86	226,100	260,100	293,100
87	226,400	260,400	293,700
88	226,700	260,700	294,200
89	227,000	260,900	294,500
90	227,400	261,100	295,000
91	227,700	261,400	295,500
92	228,000	261,600	295,800
93	228,200	261,900	296,200
94	228,500	262,200	296,700
95	228,800	262,500	297,200
96	229,100	262,700	297,700
97	229,300	262,900	298,000
98	229,600	263,200	298,400
99	229,800	263,400	298,900
100	230,100	263,700	299,400
101	230,400	264,000	299,800
102	230,600	264,200	300,200
103	230,900	264,500	300,500
104	231,200	264,800	300,800
105	231,500	265,000	301,100
106	232,000	265,200	301,500
107	232,300	265,500	301,900
108	232,600	265,700	302,300
109	232,800	266,000	302,600
110	233,200	266,300	303,000
111	233,600	266,600	303,400
112	233,900	266,800	303,700
113	234,100	267,000	303,900
114	234,600	267,300	304,200
115	235,100	267,500	304,500
116	235,600	267,700	304,700
117	235,900	268,000	304,900
118	236,300	268,300	305,200
119	236,700	268,600	305,500
120	237,000	268,900	305,700
121	237,400	269,100	305,900

	122		269,300	306,200
	123		269,600	306,500
	124		269,900	306,700
	125		270,100	306,900
	126		270,300	307,200
	127		270,600	307,500
	128		270,900	307,700
	129		271,100	307,900
	130		271,300	308,200
	131		271,600	308,500
	132		271,900	308,700
	133		272,100	308,900
	134		272,300	
	135		272,600	
	136		272,900	
	137		273,100	
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		194,600	205,700	224,200

」

に改める。

第 2 条 美浜町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 70」を「100 分の 68.75」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「100 分の 102.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定(美浜町職員の給与に関する条例(以下この条及び次条において「給与条例」という。))第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

3 第 1 条の規定(給与条例第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の給与条例(以下この条において「改正後の給与条例」という。)の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

議案第 4 3 号

美浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和 30 年美浜町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項ただし書中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 4 4 号

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 42 年美浜町条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第45号

美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例について
美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月5日提出

美浜町長 八谷充則

提案理由

この案を提出するのは、農業集落排水事業に地方公営企業法を適用するため必要があるからである。

美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例

(農業集落排水事業の設置)

第 1 条 農地等の水質の保全及び農業集落の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与するため、美浜町農業集落排水事業(以下「農業集落排水事業」という。)を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 2 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 1 条第 2 項の規定により、農業集落排水事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 処理施設の名称、位置、処理区域等は、次のとおりとする。

- (1) 処理施設の名称は、小野浦集落排水処理施設とする。
- (2) 処理施設の位置は、美浜町大字小野浦字河谷 53 番地 1 とする。
- (3) 処理区域は、美浜町大字小野浦とする。
- (4) 処理区域面積は、15 ヘクタールとする。
- (5) 処理人口は、970 人とする。
- (6) 1 日最大処理能力は、320 立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。
(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 6 条 農業集落排水事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 10 万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 10 万円以上のものとする。
(業務状況説明書類の作成)

第 7 条 町長は、農業集落排水事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部改正)

- 2 美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例(平成3年美浜町条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名中「家庭」及び「処理施設設置」を削る。

第1条中「家庭」及び「処理施設設置」を削る。

第2条中「家庭」及び「処理」を削る。

(美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計条例の廃止)

- 3 美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計条例(平成4年美浜町条例第14号)は、廃止する。

(美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成7年美浜町条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名中「家庭」及び「設置及び」を削る。

第1条中「家庭」及び「設置及び」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第12条第2項中「別表2」を「別表1」に改める。

第14条中「別表3」を「別表2」に改める。

第17条の見出しを「(過料)」に改める。

別表1を削り、別表2を別表1とし、別表3を別表2とする。

議案第46号

美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月5日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浜町国民健康保険税条例(昭和36年美浜町条例第46号)の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第25条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第25条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

- 2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美浜町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。